**羽生市農業委員会委員候補者募集要項**

農業委員会等に関する法律に基づき、羽生市農業委員会委員候補者の募集を実施

します。

**１　　募集人数**

　　　１０人

**２　　任期**

　　　令和６年４月２３日から令和９年４月２２日まで（３年間）

**３　　身分**

　　　羽生市の特別職の非常勤職員

**４　　職務内容**

* 農地の権利移動や農地転用に係わる調査や許認可業務
* 農地等の利用の最適化の推進に関する業務
* 農地中間管理機構との連携
* 毎月の定例会や各種研修会等への出席　　　　　　　　　など

**５　　委員報酬**

　　　月額　３４，９００円

**６　　推薦を受ける者及び応募する者の資格**

　　　　農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で、次のいずれかに該当する方は除きます。

（１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

（３）耕作放棄地等を有する者

（４）羽生市に住所を有しない者

（ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。）

**７　　推薦及び応募に係る手続き等**

　　　　推薦及び応募の方法は、農業者や団体等から推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法とがあります。

（１）応募書類

* 推薦を受けて申し込む場合

「羽生市農業委員会の委員候補者推薦書（様式第１号）」

* 自ら応募する場合

　「羽生市農業委員会の委員候補者応募申込書（様式第２号）」

（２）添付書類

* 住所が羽生市以外であれば、住民票（本籍地の記載があり、発行後３ヶ月

以内のもの）」

* 同意書

（推薦を受けて申し込む場合「別紙１」、自ら応募する場合「別紙２」）

（３）様式の入手方法

* 羽生市役所２階の農業委員会事務局にて配布するほか、羽生市ホーム

ページからもダウンロードできます。

　　「ホームページアドレス」 <http://www.city.hanyu.lg.jp/>

**８　　募集期間**

令和５年１０月２０日（金）から令和５年１１月２０日（月）まで

* 申込状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、

羽生市ホームページにより公表します。

**９　　選考方法**

・委員候補者選考委員会が、提出された書類をもとに選考いたします。なお、　必要に応じて、面接等を行う場合があります。

・選考にあたっては、法令の規程に基づき、認定農業者が過半数を占めるように選考するとともに、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるように選考します。また、委員の年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮します。

・市長は、選考結果をもとに候補者を決定し、議会の同意を得た上で、農業委　員として任命します。

**１０　選考結果の通知**

* 選考結果は、令和６年３月末日までに推薦をした方、推薦を受けた方、応募した方全員に通知します。

**１１　推薦及び応募内容の公表について**

* 法令の規程に基づき、推薦又は応募様式に記載された事項は、住所、生年月日及び電話番号を除き、募集期間の中間及び終了後に羽生市のホームページで公表します。

**１２　推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先**

　　　　　〒３４８－８６０１

　　　　　羽生市東６丁目１５番地

　　　　　羽生市農業委員会事務局

　　　　　電話　０４８－５６１－１１２１（内線２８９）

**１３　その他**

* 推薦又は応募に要する費用は、申し込みをいただいた方の負担となります。
* 必要に応じて追加の書類を求める場合があります。
* 提出書類の内容を確認するため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。
* 「農地利用最適化推進委員」へも同時に推薦・応募することができますが、兼職はできません。任命される場合はどちらか一方となります。（この場合、様式は、それぞれ作成し提出してください。）